

議第 3 号

刈谷田川土地改良区 定款 の一部改正について (案)

刈谷田川土地改良区定款の一部を次のとおり改正する。

改 正 後	改 正 前
刈谷田川土地改良区 定款 第1条～第25条 (略) 第 4 章 経 費 の 分 担 第26条～第27条 (略) (賦課徴収の方法) 第28条 前2条の規定による賦課金の賦課徴収の時期及び方法は、総代会で定める。 第29条～第31条 (略) (過怠金) 第32条 第26条、第27条、<u>第29条</u> 又は第30条の規定により賦課された賦課金を滞納した場合には、その滞納の日数に応じて滞納額につき年14.6パーセントの割合により計算した金額の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料50円を過怠金として徴収する。	刈谷田川土地改良区 定款 第1条～第25条 (略) 第 4 章 経 費 の 分 担 第26条～第27条 (略) (賦課徴収の方法) 第28条 前3条の規定による賦課金の賦課徴収の時期及び方法は、総代会で定める。 第29条～第31条 (略) (過怠金) 第32条 第26条、第27条、<u>第28条、第30条又は第31条</u>の規定により賦課された賦課金を滞納した場合には、その滞納の日数に応じて滞納額につき年14.6パーセントの割合により計算した金額の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料50円を過怠金として徴収する。

2 (略) 3 (略) 第33条～第34条 (略) 第6章 雑 則 第35条～第36条 (略) (賦課金以外の徴収金についての過怠金) 第37条 前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、<u>第32条</u>の規定を準用する。 第38条～第41条 (略) 附 則 (令和2年 月 日新潟県三振農第 号) 1 この定款は認可の日から施行する。	2 (略) 3 (略) 第33条～第34条 (略) 第6章 雑 則 第35条～第36条 (略) (賦課金以外の徴収金についての過怠金) 第37条 前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、<u>第33条</u>の規定を準用する。 第38条～第41条 (略)
---	--

令和2年10月14日 提 出

刈谷田川土地改良区

理事長 河 村 則 夫